

福岡県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

1 趣旨

福岡県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、県内の 1 団体を福岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）に指定しています。

現在の指定団体の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日で終了するため、センターへの指定を希望する団体を募集します。

2 指定する期間

センターとして指定する期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

なお、指定の期間内であっても法第 38 条第 5 項の規定により、指定を取り消す場合があります。

3 センターが行う事業

センターが行う事業は法第 38 条第 2 項に規定する次の業務とします。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。（法第 38 条第 2 項第 1 号関係）
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。（法第 38 条第 2 項第 2 号関係）
- (3) (2) の照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。（法第 38 条第 2 項第 3 号関係）
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、(3) の分析結果を定期的に又は時宜に応じて提供すること。（法第 38 条第 2 項第 4 号関係）
- (5) 法第 21 条の規定による地方公共団体実行計画の達成のために福岡県が行う施策に必要な協力をすること。（法第 38 条第 2 項第 5 号関係）
- (6) (1) ～ (5) に付帯する事業

4 事業に係る経費補助

県は、センターが実施する事業に要する経費に対し、「福岡県地球温暖化防止活動推進センター補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

その他、国の補助金等の対象となる場合もあります。

(参考) 温暖化防止センターに対する県及び国の補助金交付額実績

| 年度 | 県補助金交付額 | 国補助金交付額 |
|-------|-------------|-------------|
| 令和3年度 | 5,629千円 | 3,825千円 |
| 令和4年度 | 6,500千円(予定) | 5,400千円(予定) |

5 指定団体要件

以下の各号をすべて満たす団体でなければ指定を受けることはできません。

- (1) 地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人であること。
- (2) 県内に事務所を有し、令和4年12月31日現在、県内で2年以上の地球温暖化防止に関する活動実績があること(任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動期間を含む。)
- (3) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (4) 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (5) 暴力団、暴力団員の統制下にある団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

6 応募方法等

(1) 提出書類

ア 福岡県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書(様式1)

申請書には、次の書類を添付してください。

(添付書類)

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書
- ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・財産目録
- ・貸借対照表及び収支計算書又はこれらに類する書面(直近2年分)

イ センター運営基本方針(様式2)

センターの指定を受けて、実現したい目標や運営の基本方針等について、様式を参考に記入してください。

ウ 組織体制・人員配置計画等（様式3）

執行体制構築の考え方や体制図、人員配置計画等について、様式を参考に記入してください。

エ 事業計画書（様式4）

センターの指定を受けて実施したい事業について、以下の事業区分ごとに実施項目、実施内容、効果・目標等を様式を参考に記入してください。

なお、実際に実施する事業については、センターの指定後、指定団体と協議の上、決定します。

（事業区分）

- ・事業所及び住民に対する地球温暖化対策に関する啓発・広報活動
- ・推進員の活動支援
- ・地域のNPO等の活動支援
- ・住民からの照会・相談対応
- ・温暖化対策に取り組むNPO、企業、行政のネットワーク化
- ・福岡県内の温室効果ガスの排出実態調査・分析
- ・その他、県施策への協力等

オ 年間事業収支計画書（様式5）

年間の事業収支計画について、様式を参考に記入してください。

カ 活動歴報告書（様式6）

県内における地球温暖化対策に関する活動実績（2年以上分）を、様式を参考に記入してください。

※ 現在、センターの指定を受けている団体の場合は提出の必要はありません。

キ 確認書（様式7）

様式を参考に記入してください。

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留に限ります。FAX、Eメールでの応募は受け付けません。）

※ 持参の場合の受付時間

月曜日から金曜日の9時から17時までの間（祝祭日を除く。）

なお、その際に提出書類の内容について確認しますので、あらかじめ来庁日時をご連絡ください。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出期限

令和5年2月7日(火) 17時必着

※ 応募書類に不備がある場合は、提出期限を定めて再提出や追加書類の提

出を求める場合があります。この場合、再提出の期限までに提出されないときは、応募を無効とさせていただきますのでご了承ください。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づき、原則として公開の対象となります。

(6) 応募に関する問い合わせ先

応募に関する問い合わせを受け付けます。来庁される場合には、担当者が不在の場合もありますので、事前に連絡してください。

(7) 提出先・問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県環境部環境保全課 地球温暖化対策係
電話：092-643-3356 F A X：092-643-3357
E-mail：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

7 指定団体の決定方法

外部有識者等により構成される選考委員会による審査を行い、県が指定団体を決定します。選考基準は次のとおりです。

審査に当たっては、令和5年2月中旬～2月下旬に選考委員会が応募団体に対して提出書類等に関するヒアリングを実施しますので、代表者又は担当者が出席の上、提出書類等についての説明をお願いします。

なお、選考結果については、県のホームページ等で公表します。

【選考基準】

- (1) 指定団体要件の適否
- (2) センターとしての責任遂行能力（組織体制、人材等）の有無
- (3) 地球温暖化対策に関する活動実績
- (4) 財政基盤の安定性
- (5) 事業計画の具体性と実現可能性
- (6) 事業計画における事業費の適正性
- (7) 事業実施による地球温暖化対策の効果見込み

8 指定後の報告

センターは、施行規則第9条に基づき、毎年度の事業開始前（初年度は指定を受けた日以降遅滞なく）に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支決算書を県知事あて提出しなければなりません。